

平成26年6月27日

製薬・医療関連企業各位

地方独立行政法人 京都市立病院機構  
京都市立病院 病院長

### 訪問ルールの変更について

平素は本院における「医薬品情報活動」にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

この度、院内環境整備に伴い、平成26年8月5日から、下記のとおり本院医局における製薬・医療関連企業活動の訪問ルールを変更いたします。ご確認の上、遵守していただきたくお願い申し上げます。

### 記

1. 完全アポイント制であることを原則とします。
2. 訪問予約は、訪問予定日の5日前（土、日、祝除く）までに、医薬品情報活動訪問予約申請書（別紙様式3）をFAXでお申込みください。  
ご申請をいただいてから2～3日中にFAXにて回答いたします。  
（FAX番号：075-311-6395 担当：吉井・塚本）
3. 「訪問申込み」のFAX対応は、月～金の15時～17時です。
4. 「訪問可能な曜日」は、火曜・木曜・金曜日から、火曜・木曜日に変更します。時間帯は16時から18時で変更ありません。時間帯は遵守してください。なお、定められた場所以外の訪問活動は行わないでください。ただし、医師からのアポイント希望、指示がある場合で、ブースの確保ができた場合はこれに該当いたしません。
5. 訪問予約については、スケジュールの都合などによりお断りすることもありますので、ご了承ください。
6. 訪問予約当日、医師若しくは面会申請者様が現れない場合は、キャンセルとさせていただきます。
7. 患者様や職員に支障がないようご配慮ください。
8. 京都市立病院事業者訪問規程を遵守していただけない場合は、訪問許可を取り消させていただきます。
9. 訪問ルールの変更については、8月5日（火）から運用を開始いたしますので、8月5日（火）以降に既に訪問予定の方も、必ず事前予約を行ってください。